

石川県漁業協同組合沿岸漁場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、保全沿岸漁場に関し、沿岸漁場管理団体として石川県知事から指定を受けた石川県漁業協同組合が漁業法第60条第8項に規定する保全活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標)

第2条 沿岸漁場管理団体は、漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動を実施し、漁場の環境を保全するものとする。また、有用な水産動物の放流を行い、当該資源の増殖を図る。

(保全活動を実施する区域、期間及び内容)

第3条 保全活動を実施する区域、期間及び内容は、次の表のとおりとする。

保全活動	区域	期間	内容
漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動	公示番号保第1号に定める保全沿岸漁場の区域	周年	藻場保全による水産動物の生育を図るため、漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動を行う。
種苗放流活動	公示番号保第1号に定める保全沿岸漁場の区域	周年	有用水産資源の増大を図るため、アワビ等の種苗放流を行う。

(沿岸漁場管理団体の遵守事項)

第4条 保全活動の実施に関し沿岸漁場管理団体が遵守すべき事項は次に掲げるものとする。

- 一 漁業又は労働に関する法令に違反しないこと。
- 二 反社会的勢力に関与する者を参加させないこと。
- 三 員外受益者(保全活動の実施により利益を受けることが見込まれる者であつて組合員以外の者をいう。以下同じ。)が行う漁業活動が保全活動に支障を与えていると認知したときは、速やかに適宜の方法により、沿岸漁場管理団体に報告すること。

(漁業者等の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項)

第5条 漂着物等の除去及び有害動植物の駆除に当たり、漁業者及び漁業協同組合の職員は、行政と協力しつつ活動するとともに、漁業協同組合の職員は、当該活動に関わる事務等を行う。

また、種苗放流活動に当たっては、行政と協力しつつ、漁業協同組合の職員はアワビ及びサザエの種苗購入に係る事務等を行い、漁業者は適切なサイズの種苗を放流するものとする。

(保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度)

第6条 保全活動による利益を受ける者の範囲並びに利益の内容及び程度は、次の表のとおりとする。

保全活動	利益を受ける者の範囲	利益の内容及び程度
漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動	公示番号保第1号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・藻場の保全により水産動物の生育環境を整備し、水産動物の生育を促すことができる。 ・漁獲量の維持・増大が見込まれる。
種苗放流活動	公示番号保第1号に定める保全沿岸漁場において漁業を営む者	・漁獲対象となる水産資源が増加することにより漁獲量の維持・増大が見込まれる。

(保全活動に要する費用の見込みに関する事項)

第7条 保全活動に要する費用は、自主財源(賦課金等)、組合員の負担金及び補助金によるものとする。なお、当該費用に関し、員外受益者からの徴収は行わないが、必要となった場合には、本規程の見直しを行い、徴収する費用の用途及び額並びに算定の根拠を定めることとする。

(保全活動に要する費用の収納及び管理の方法に関する事項)

第8条 保全活動に要する費用の収納及び管理の方法は次に掲げるとおりとする。

- 一 員外受益者は、毎年3月末までに組合の指定する銀行口座に保全活動に要する費用のうち負担金額の全額を振り込むものとする。
- 二 保全活動の収入と費用がわかるよう出納帳を整備するとともに、組合員及び員外受益者が閲覧可能な状態で保存するものとする。

(保全活動の円滑な実施を確保するための措置)

第9条 員外受益者が合理的な理由なく保全活動に協力せず、2回協力を求めたにもかかわらず協力が得られないときは、石川県漁業協同組合は、漁業法第113条第1項の規定に基づき、知事に対して当該協力を得るためのあっせんを求めるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。